

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

2021年（令和3年）11月5日

1枚目／21枚中

氏名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘
職業	消費者団体
住所	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号 博多駅前1丁目ビル302号
電話番号	092-292-9301
電子メールアドレス	info@cso-fukuoka.net

意見の趣旨	
意見の対象	趣旨
「第1. 1. (1) 請求・損害の範囲の見直し. ① 慰謝料」に対する意見 (報告書10～14頁)	慰謝料として相当多数の消費者に同一額ないしは共通の算定基準により算定される額が認定される場合（画一的に算定される場合）には本制度の対象とするとの提案及び慰謝料が本制度の対象となり得る基準について賛成する。ただし、個人情報漏えい事案における慰謝料請求を故意の場合に限定することに反対する。少なくとも重過失による場合は対象とすべきである。
「第2. 1. (1) 請求・損害の範囲の見直し. ②その他の現行法上対象外とされている請求・損害」に対する意見 (報告書13～14頁)	現行法で対象外とされている損害（拡大損害、逸失利益及び人身損害）も、慰謝料と同様にその額を画一的に算定できる場合には、本制度の対象とすべきである。また、特別法上の規定による不法行為に基づく損害賠償請求も、本制度の対象とすべきである。
「第2. 1. (2) 被告の範囲の見直し」に対する意見 (報告書14～15頁)	事業者以外の個人を被告に含めるという点は、賛成である。ただ、事業者以外の個人を被告に含める場合の要件として、事業者が故意・重過失により不法行為責任を負う場合で、かつ当該個人も故意・重過失により共同不法行為責任を負う場合と、二重に限定を加えることは要件が厳格に過ぎ、反対である。
「第2. 1. (3) 直接的な契約関係にないが一定の関与をした事業者に対する請求」に対する意見 (報告書15～16頁)	本提案に賛成する。
「第2. 1. (4) 支配性要件の考え方」に対する意見 (報告書16～17頁)	本提案に賛成する。
「第2. 2. 共通義務確認訴訟における和解」に対する意見 (報告書17～22頁)	共通義務確認訴訟における和解内容に係る制限を無くし、多様な和解が可能となるよう規定を整備することに賛成する。 和解の適正性の確保及び和解の実効性の確保についても基本的に賛成する。
「第2. 3. (1) 通知方法の見直し」に対する意見（報告書22～23頁）	本提案に賛成する。
「第2. 3. (2) 役割分担と費用負担の見直し」に対する意見（報告書23～27頁） ①特定適格消費者団体及び事業者の役割分担及び費用負担の在り方の見直し ②行政の役割の拡充 ③指定法人の活用	①につき、一定の場合は事業者から対象消費者に個別連絡する義務を負うこと、事業者が一定の場合に公告に要する一定額の支払義務を負担することを認めることには賛成である。 ②は賛成である。 ③は賛成である。

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

2021年（令和3年）11月5日

2枚目／21枚中

氏名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘
職業	消費者団体
住所	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号 博多駅前1丁目ビル302号
電話番号	092-292-9301
電子メールアドレス	info@cs0-fukuoka.net

意見の趣旨	
意見の対象	趣旨
「第2.3.(3)情報提供の実効性を高めるための方策」に対する意見（報告書27～28頁） ①保全手続の導入 ②第三者の協力を得る仕組み	①について、対象消費者の情報を、共通義務確認訴訟が終了する前の段階で保全する仕組みを設けることは賛成である。 ②について、特定適格消費者団体が対象消費者に関する情報を保有する第三者の協力を得られる制度を検討すべきである。
「第2.4.(1)特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方」（報告書28～30頁） ①適格消費者団体との連携協力規定の明文化 ②行政機関が保有する情報 ③事業者の財産に関する情報の取得 ④第三者の協力を得る仕組み	①に対する提案は賛成である。 ②について、例えば、景品表示法に基づく処分に関して作成した書類の特定適格消費者団体への提供も可能とするべきである。 ③について、特定適格消費者団体が、事業者の財産に関する情報を取得できるようにするための制度を検討すべきである。 ④について、特定適格消費者団体が、例えば事業者の所在に関する情報を保有する第三者に協力を得られるための法制度を検討すべきである。
「第2.4.(2)時効の完成猶予・更新に関する規律の在り方」（報告書30～31頁）	本提案に賛成する。ただし、消滅時効の完成猶予事由として、特定適格消費者団体と事業者との間で和解が成立した時も、6か月を経過する時点までは対象債権について時効が完成しないとする規律を設けるべきである。
「第2.4.(3)簡易確定手続開始の申立義務を免除する範囲等」（報告書31～32頁） ①簡易確定手続開始申立義務が免除される「正当な理由」 ②通知・公告義務が免除される場合、授權契約を拒絶・解除できる場合③簡易確定手続申立ての申立期間	①につき、簡易確定手続開始の申立てが免除される「正当な理由」の解釈を明確化するという点は賛成である。 ②につき、特定適格消費者団体の通知・公告義務を免除する「正当な理由」や、授權契約を拒絶・解除できる「正当な理由」についても解釈を明確化することは賛成である。 ③につき、特定適格消費者団体がなす簡易確定手続開始申立ての申立期間を3～4か月に延長することや、裁判所が伸長可能な期間にする、という提案は賛成である。
「第2.4.(4)手続のIT化について」（報告書32頁～34頁） ①裁判手続のIT化 ②特定適格消費者団体と対象消費者との間の手続のIT化	①と②の提案にいずれも賛成する。
「第2.4.(5)簡易確定手続における事件記録の閲覧等の在り方」（報告書34頁）	本提案に賛成する。
「第2.4.(6)対象債権にかかる金銭の支払方法及び支払に要する費用について」（報告書34～35頁）	本提案に賛成する。

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

2021年（令和3年）11月5日

3枚目／21枚中

氏名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘
職業	消費者団体
住所	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号 博多駅前1丁目ビル302号
電話番号	092-292-9301
電子メールアドレス	info@cso-fukuoka.net

意見の趣旨	
意見の対象	趣旨
<p>「第3. 特定適格消費者団体の活動を支える環境整備について」</p> <p>①消費者団体訴訟制度の運用を支える主体（報告書37～38頁）</p> <p>②消費者団体訴訟制度や（特定）適格消費者団体に関する理解の促進（報告書38頁）</p> <p>③（特定）適格消費者団体の事務負担の軽減等（報告書38～39頁）</p>	<p>①について、指定法人制度を導入することに賛成する。また、指定法人の担うべき役割に照らして指定基準を定め、必要な行政監督等に関する規定を整備することや指定法人の人的・物的・財政的体制を確保することに賛成する。</p> <p>②について、（特定）適格消費者団体の認知度を高めるための方策として、一般消費者、事業者及び事業者団体に向けて、（特定）適格消費者団体の活動、役割等の情報をより効果的にするための方策の検討を進めることは賛成する。また、団体業務と関連性があり、継続的な収益事業を可能とする方策を検討することに賛成する。</p> <p>③の提案に賛成する。</p>
<p>「第4. 1. その他について破産手続との関係」（報告書40頁）</p>	<p>特定適格消費者団体に破産申立権を付与する方向で検討すべきである。</p>
<p>「第4. 2. 検討会の検討対象外とした事由」（報告書40～41頁）</p>	<p>オプトアウト方式の導入を検討すべきである。</p>

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

2021年（令和3年）11月5日

4枚目／21枚中

氏名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘
職業	消費者団体
住所	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号 博多駅前1丁目ビル302号
電話番号	092-292-9301
電子メールアドレス	info@cso-fukuoka.net

意見

【意見の対象】

「第1. 1. (1) 請求・損害の範囲の見直し、① 慰謝料」に対する意見（報告書10～14頁）

【意見の内容】

慰謝料として相当多数の消費者に同一額ないしは共通の算定基準により算定される額が認定される場合（画一的に算定される場合）には本制度の対象とするとの提案及び慰謝料が本制度の対象となり得る基準について賛成する。

ただし、個人情報漏えい事案における慰謝料請求を故意の場合に限定することに反対する。少なくとも重過失による場合は対象とすべきである。

【意見の理由】

①慰謝料請求の一部を対象とすることについて本制度の創設理由に照らせば、請求の存否及び額を判断するのに、個々の消費者の事情を考慮しなければならない部分が多い事例以外は、原則として本制度の対象事案とすべきである。

慰謝料請求のうち画一的に損害額の算定をすることが可能なものについては、支配性の要件や係争利益の把握可能性という二つの要請を典型的に満たすものであり、本制度の対象とすることには賛成できる。

②個人情報漏えい事案について、故意による場合のみを対象とすることについて

個人情報漏えい事案は、共通の原因によって多数の消費者が定型的に被害を受ける典型例であり、かつ、漏えいによる精神的苦痛の評価も定型的な判断が可能である。また、個人情報漏えい事案の賠償額は低額にとどまり、権利行使をしない被害者も多いことが想定される。本事案は正に本制度による救済の必要性も高いものである。

このため、故意による漏えいの場合のみを本制度の対象とし、過失による漏えいを対象外とする理由は全くない。過失による場合を対象外とすることに反対である。少なくとも「重過失」による漏えい事案については対象とすべきである。

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

2021年（令和3年）11月5日

5枚目／21枚中

氏名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘
職業	消費者団体
住所	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号 博多駅前1丁目ビル302号
電話番号	092-292-9301
電子メールアドレス	info@cso-fukuoka.net
意見	
<p>【意見の対象】 「第1. 1. (1) 請求・損害の範囲の見直し、②その他の現行法上対象外とされている請求・損害」に対する意見（報告書13～14頁）</p> <p>【意見の内容】 現行法で対象外とされている損害（拡大損害、逸失利益及び人身損害）も、慰謝料と同様にその額を画一的に算定できる場合には、本制度の対象とすべきである。また、特別法上の規定による不法行為に基づく損害賠償請求も、本制度の対象とすべきである。</p> <p>【意見の理由】 慰謝料について、画一的に算定し得るものについては制度の対象とするとの提案がされている。拡大損害、逸失利益及び人身損害においても画一的に算定し得るものについては制度の対象とすることを考えるべきである。</p>	

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

2021年（令和3年）11月5日

6枚目／21枚中

氏名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘
職業	消費者団体
住所	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号 博多駅前1丁目ビル302号
電話番号	092-292-9301
電子メールアドレス	info@cso-fukuoka.net

意見

【意見の対象】

「第2. 1. (2) 被告の範囲の見直し」に対する意見（報告書14～15頁）

【意見の内容】

事業者以外の個人を被告に含めるという点は、賛成である。

ただ、事業者以外の個人を被告に含める場合の要件として、事業者が故意・重過失により不法行為責任を負う場合で、かつ当該個人も故意・重過失により共同不法行為責任を負う場合と、二重に限定を加えることは要件が厳格に過ぎ、反対である。

【意見の理由】

多数の被害を生む消費者事件の典型ともいえる投資利殖商法やマルチ商法等では、法人だけでなく、実際に利益を得ている役員や首謀者に責任追及ができなければ、実効性のある被害者救済は実現不可能である。

また、通常の訴訟においては、事業者の役員等も当然に当該事業者とともに被告となり得るのであって、これと区別すべき事情はない。したがって、不法行為責任を負う事業者とともに共同不法行為責任を負う個人についても、本制度において対象となる被告に追加すべきである。

その場合の事業者の不法行為責任を、故意・重過失によるものに限定した上、共同不法行為責任を負う個人についても、故意・重過失によるものとしている点は、本来、個々の消費者との関係では、過失であっても不法行為責任を負うものであることを踏まえると妥当でない。要件を緩和すべきである。

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

2021年（令和3年）11月5日

7枚目／21枚中

氏名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘
職業	消費者団体
住所	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号 博多駅前1丁目ビル302号
電話番号	092-292-9301
電子メールアドレス	info@cso-fukuoka.net
意見	
<p>【意見の対象】 「第2. 1. (3) 直接的な契約関係にないが一定の関与をした事業者に対する請求」に対する意見 (報告書15～16頁)</p> <p>【意見の内容】 本提案に賛成する。</p> <p>【意見の理由】 虚偽または誇大な広告・表示があった場合には、広告・表示が多数の消費者を対象とする性質を有するため、本制度の対象とするにふさわしい事案である。 契約当事者でない事業者による景品表示法上の不当表示に係る不法行為に基づく損害賠償請求につき、当該事業者に対する請求が「消費者契約に関する」請求に含まれ、当該事業者が被告となり得るという解釈を明確化することは賛成である。</p>	

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

2021年（令和3年）11月5日

8枚目／21枚中

氏名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘
職業	消費者団体
住所	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号 博多駅前1丁目ビル302号
電話番号	092-292-9301
電子メールアドレス	info@cso-fukuoka.net

意見

【意見の対象】

「第2. 1. (4) 支配性要件の考え方」に対する意見（報告書16～17頁）

【意見の内容】

本提案に賛成である。

【意見の理由】

法第3条第1項において対象となる請求であって、かつ、同条第2項において対象外とならないものは典型的に支配性がある。支配性の要件は、簡易確定手続で対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難である事案を例外的に、本制度の対象外とするために設けられている。

支配性の要件を過度に厳格に解すると、本制度の存在意義がなくなりかねない。

このため、支配性の要件を過度に厳格に解すべきではないことを明確にする本提案に賛成する。

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

2021年（令和3年）11月5日

9枚目／21枚中

氏名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘
職業	消費者団体
住所	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号 博多駅前1丁目ビル302号
電話番号	092-292-9301
電子メールアドレス	info@cso-fukuoka.net

意見

【意見の対象】

「第2. 2. 共通義務確認訴訟における和解」に対する意見（報告書17～22頁）

【意見の内容】

共通義務確認訴訟における和解内容に係る制限を無くし、多様な和解が可能となるよう規定を整備することに賛成する。

和解の適正性の確保及び和解の実効性の確保についての方針についても基本的に賛成する。

【意見の理由】

個々の事案に応じた柔軟な対応による紛争の早期解決を可能とすべく、和解の範囲が限定されないようにすることが必要である。和解の範囲を拡張することは、対象消費者にとっても事業者にとっても柔軟な和解を可能とするものであり、双方にメリットがある。

和解内容の適正性については、現行法でも確保可能である。

また、和解の実効性確保についても、事業者の自主的な履行を期待するという事案解決の方向性には賛成である。

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

2021年（令和3年）11月5日

10枚目／21枚中

氏名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘
職業	消費者団体
住所	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号 博多駅前1丁目ビル302号
電話番号	092-292-9301
電子メールアドレス	info@cso-fukuoka.net
意見	
<p>【意見の対象】 「第2. 3. (1) 通知方法の見直し」に対する意見（報告書22～23頁）</p> <p>【意見の内容】 本提案に賛成である。</p> <p>【意見の理由】 現在は対象消費者に対する通知・公告において、授権判断に必要な情報を網羅的に提供することとなっているが、対象消費者を簡易確定手続へ参加することを促すためには、場面に応じて提供すべき情報量を変えることが合理的である。このため、特定適格消費者団体が通知する事項を、公告すべき事項とは差異を設けるといふ本提案には賛成する。</p>	

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

2021年（令和3年）11月5日

11枚目／21枚中

氏名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘
職業	消費者団体
住所	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号 博多駅前1丁目ビル302号
電話番号	092-292-9301
電子メールアドレス	info@cso-fukuoka.net

意見

【意見の対象】

「第2. 3. (2) 役割分担と費用負担の見直し」に対する意見（報告書23～27頁）

- ①特定適格消費者団体及び事業者の役割分担及び費用負担の在り方の見直し
- ②行政の役割の拡充
- ③指定法人の活用

【意見の内容】

①につき、一定の場合は事業者から対象消費者に個別連絡する義務を負うこと、事業者が一定の場合に公告に要する一定額の支払義務を負担することを認めることには賛成である。

②は賛成である。

③は賛成である。

【意見の理由】

①について、対象消費者からすれば、特定適格消費者団体より事業者から通知された方が信用でき、かつ、労力や費用の面で低廉に抑えられることから、特定適格消費者団体と事業者の役割分担や費用負担の在り方をケースバイケースで決定するのは賛成である。

②について、特定適格消費者団体からの通知だけではなく、内閣総理大臣による公表は、対象消費者が簡易確定手続への参加を促す効果がある。そのことは、対象消費者の被害回復につながるという賛成である。

③について、指定法人がかかる情報提供を行うことにより、対象消費者が信頼できる情報を一元的に確認・受信でき、また、特定適格消費者団体の負担軽減に役立つものであるから賛成である。

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

2021年（令和3年）11月5日

12枚目 / 21枚中

氏名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘
職業	消費者団体
住所	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号 博多駅前1丁目ビル302号
電話番号	092-292-9301
電子メールアドレス	info@csso-fukuoka.net

意見

【意見の対象】

「第2.3.(3) 情報提供の実効性を高めるための方策」に対する意見（報告書27～28頁）

- ① 保全手続の導入
- ② 第三者の協力を得る仕組み

【意見の内容】

①について、対象消費者の情報を、共通義務確認訴訟が終了する前の段階で保全する仕組みを設けることは賛成である。

②について、特定適格消費者団体が対象消費者に関する情報を保有する第三者の協力を得られる制度を検討すべきである。

【意見の理由】

①について、事業者が保有する対象消費者の情報を、共通義務確認訴訟が終了するより前の段階で保全することは、対象消費者の被害救済を実効化させることにもつながるので賛成である。

②について、第三者が、事業者が保有していない対象消費者に関する情報を保有している事案も考えられ、特定適格消費者団体が、事業者のみならず、第三者に対して対象消費者に関する情報提供を要請できることは有用である。事業者の特定適格消費者団体に対する情報提供趣旨を定めた現行法の趣旨を実効化させるため、第三者の協力を得る制度を検討すべきである。

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

2021年（令和3年）11月5日

13枚目／21枚中

氏名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘
職業	消費者団体
住所	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号 博多駅前1丁目ビル302号
電話番号	092-292-9301
電子メールアドレス	info@cso-fukuoka.net

意見

【意見の対象】

「第2.4.（1）特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方」に対する意見（報告書28～30頁）

- ①適格消費者団体との連携協力規定の明文化
- ②行政機関が保有する情報
- ③事業者の財産に関する情報の取得
- ④第三者の協力を得る仕組み

【意見の内容】

①に対する提案は賛成である。
 ②について、例えば、景品表示法に基づく処分に関して作成した書類の特定適格消費者団体への提供も可能とするべきである。
 ③について、特定適格消費者団体が、事業者の財産に関する情報を取得できるようにするための制度を検討すべきである。
 ④について、特定適格消費者団体が、例えば事業者の所在に関する情報を保有する第三者に協力を得られるための法制度を検討すべきである。

【意見の理由】

①について、現行法ではこれが許容されるかどうか明らかでないのであれば、許容されることを明記することは賛成である。
 ②について、行政庁の行政処分とあわせて、被害回復も集団的になされる仕組みを構築することが、現実の被害回復に資するだけでなく、違法な事業活動の抑止ともなる。今回、特定商取引法と預託法の改正により、行政処分のために行政が得た情報を特定適格消費者団体に提供することを認められたところ、このような行政庁と特定適格消費者団体との連携の在り方は、例えば、景品表示法に基づく処分に関して作成した書類の提供についても同様と考えられる。
 ③について、特定適格消費者団体にとって、事業者の財産情報は、当該事業者を提訴するか否かの判断を大きく左右する。一般的に事業者の財産情報の開示を求めるのは他の法制度との関係で困難であるとしても、一定の要件の下で、特定適格消費者団体が、事業者が有する財産の開示を求めることができる制度は検討可能である。
 ④について、特定適格消費者団体が、第三者から事業者の所在に関する情報を取得できることは、対象消費者の被害回復や団体の負担軽減につながる。特定適格消費者団体が、一般的に、第三者が有する事業者に関する情報を取得できることは他の法制度との関係で困難であるとしても、一定の要件下で、特定適格消費者団体が、事業者が有する財産の開示を求めることができる制度は検討可能である。

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

2021年（令和3年）11月5日

14枚目／21枚中

氏名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘
職業	消費者団体
住所	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号 博多駅前1丁目ビル302号
電話番号	092-292-9301
電子メールアドレス	info@cso-fukuoka.net

意見

【意見の対象】

「第2. 4. (2) 時効の完成猶予・更新に関する規律の在り方」に対する意見（報告書30～31頁）

【意見の内容】

本提案に賛成する。ただし、消滅時効の完成猶予事由として、特定適格消費者団体と事業者との間で和解が成立した時も、6か月を経過する時点までは対象債権について時効が完成しないとす規律を設けるべきである。

【意見の理由】

本提案は、新たに時効完成猶予事由を設けるものであり、対象消費者の現実的な行動に沿った提案といえ、賛成できる。

もっとも、対象消費者の中には、特定適格消費者団体と事業者との和解内容を確認し、和解内容に了解できなければ個別訴訟をするという意思を有している場合もあり、係る消費者の態度は肯定しうることから、上記の場合も時効完成猶予事由とすべきである。

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

2021年（令和3年）11月5日

15枚目／21枚中

氏名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘
職業	消費者団体
住所	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号 博多駅前1丁目ビル302号
電話番号	092-292-9301
電子メールアドレス	info@cso-fukuoka.net
意見	
<p>【意見の対象】</p> <p>「第2.4.（3）簡易確定手続開始の申立義務を免除する範囲等」に対する意見（報告書31～32頁）</p> <ul style="list-style-type: none">①簡易確定手続開始申立義務が免除される「正当な理由」②通知・公告義務が免除される場合、授權契約を拒絶・解除できる場合③簡易確定手続申立ての申立期間 <p>【意見の内容】</p> <p>①につき、簡易確定手続開始の申立てが免除される「正当な理由」の解釈を明確化するという点は賛成である。</p> <p>②につき、特定適格消費者団体の通知・公告義務を免除する「正当な理由」や、授權契約を拒絶・解除できる「正当な理由」についても解釈を明確化することは賛成である。</p> <p>③につき、特定適格消費者団体がなす簡易確定手続開始申立ての申立期間を3～4か月に延長することや、裁判所が伸長可能な期間にする、という提案は賛成である。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>簡易確定手続開始申立てが免除される「正当な理由」や、通知・公告義務を免除する「正当な理由」、授權契約を拒絶・解除できる「正当な理由」の解釈を明確化することは、特定適格消費者団体の手続的負担を緩和することから、提案の方向性には賛成する。</p> <p>また、簡易確定手続開始の申立期間を、現行の1か月から3～4か月程度に延長することは、特定適格消費者団体が「正当な理由」の有無を判断するのに十分な期間を確保できるという点で賛成である。</p>	

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

2021年（令和3年）11月5日

16枚目／21枚中

氏名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘
職業	消費者団体
住所	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号 博多駅前1丁目ビル302号
電話番号	092-292-9301
電子メールアドレス	info@cso-fukuoka.net
意見	
<p>【意見の対象】 「第2.4.(4)手続のIT化」に対する意見（報告書32～34頁）</p> <ul style="list-style-type: none">①裁判手続のIT化②特定適格消費者団体と対象消費者との間の手続のIT化 <p>【意見の内容】 ①と②の提案にいずれも賛成する。</p> <p>【意見の理由】 本制度のIT化や、特定適格消費者団体と対象消費者の手続をIT化することは、手続簡素化による利便性の向上や事務負担の軽減につながるため賛成である。なお、②のために必要なツールの開発等について、例えば、指定法人がツールの開発を行うことも検討されたい。</p>	

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

2021年（令和3年）11月5日

17枚目／21枚中

氏名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘
職業	消費者団体
住所	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号 博多駅前1丁目ビル302号
電話番号	092-292-9301
電子メールアドレス	info@cso-fukuoka.net
意見	
<p>【意見の対象】 「第2. 4. （5）簡易確定手続における事件記録の閲覧等の在り方」に対する意見 （報告書34頁）</p> <p>【意見の内容】 本提案に賛成する。</p> <p>【意見の理由】 簡易確定手続に参加したという情報が不特定多数の者に閲覧されることは、悪質な事業者が閲覧・謄写することにより、被害消費者の住所、氏名等が収集されカモリストが作成されるリスクがあり、そのことは対象消費者の手続参加への意欲を押し下げることになることから、提案に賛成である。</p>	

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

2021年（令和3年）11月5日

18枚目／21枚中

氏名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘
職業	消費者団体
住所	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号 博多駅前1丁目ビル302号
電話番号	092-292-9301
電子メールアドレス	info@cso-fukuoka.net
意見	
<p>【意見の対象】 「第2.4.（6）対象債権にかかる金銭の支払方法及び支払いに要する費用」に対する意見 （報告書34～35頁）</p> <p>【意見の内容】 本提案に賛成する。</p> <p>【意見の理由】 振込手数料を特定適格消費者団体ないし対象消費者の負担とすると、振込手数料分、被害回復が実質的に果たされない。個々の対象消費者に対する振込手数料が、特例法第3条第1項柱書の「附帯する・・・費用」に含まれることを明らかにしておくべきである。</p>	

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

2021年（令和3年）11月5日

19枚目／21枚中

氏名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘
職業	消費者団体
住所	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号 博多駅前1丁目ビル302号
電話番号	092-292-9301
電子メールアドレス	info@cso-fukuoka.net

意見

【意見の対象】

「第3. 特定適格消費者団体の活動を支える環境整備（全体）」に対する意見

- ①消費者団体訴訟制度の運用を支える主体（報告書37～38頁）
- ②消費者団体訴訟制度や（特定）適格消費者団体に関する理解の促進（報告書38頁）
- ③（特定）適格消費者団体の事務負担の軽減等（報告書38～39頁）

【意見の内容】

①について、指定法人制度を導入することに賛成する。また、指定法人の担うべき役割に照らして指定基準を定め、必要な行政監督等に関する規定を整備することや指定法人の人的・物的・財政的体制を確保することに賛成する。

②について、（特定）適格消費者団体の認知度を高めるための方策として、一般消費者、事業者及び事業者団体に向けて、（特定）適格消費者団体の活動、役割等の情報をより効果的にするための方策の検討を進めることは賛成する。また、団体業務と関連性があり、継続的な収益事業を可能とする方策を検討することに賛成する。

③の提案に賛成する。

【意見の理由】

①について、消費者団体訴訟制度の実効的な運用を支える第三者的な主体を法的に位置付ける指定法人制度を導入することは、（特定）適格消費者団体への支援につながるものであり、賛成する。指定法人制度が実効性あるものとするために、指定法人の人的・物的・財政的体制を確保することは重要であり、そのために、指定法人に対する資金援助を含めた公的援助がなされなければならない。

②について、特定適格消費者団体が適時により実効性の高い情報を得るためには、国民生活センター及び消費生活センター等を含めた地方公共団体との連携がなされていることが有用である。その際、消費生活相談の現場や地方公共団体の担当者に理解されていることが、実効性の高い情報の提供につながる。このため、理解を促進する取組等が行われることに賛成する。一般消費者及び事業者・事業者団体に向けて、（特定）適格消費者団体の活動・役割等の情報をより効果的に提供する方策を検討することは、一般消費者からの情報提供促進、一般消費者や事業者・事業者団体からの寄附等を促進する可能性があることから賛成する。また、団体が継続的に収益事業を営むことを可能とする方策を検討することは、団体の財政基盤の安定にも資することから賛成である。

③について、特定適格消費者団体の負担軽減という観点からのものであり、賛成である。特に、特定認定の有効期間を、適格認定の有効期間と同じ6年に延長することは、更新手続の事務負担を軽減し、被害回復関係業務に注力できることから賛成である。

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

2021年（令和3年）11月5日

20枚目／21枚中

氏名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘
職業	消費者団体
住所	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号 博多駅前1丁目ビル302号
電話番号	092-292-9301
電子メールアドレス	info@cso-fukuoka.net

意見

【意見の対象】

「第4. 1. 破産手続との関係」に対する意見（報告書40頁）

【意見の内容】

特定適格消費者団体に破産申立権を付与する方向で検討すべきである。

【意見の理由】

共通義務確認訴訟手続中あるいは簡易確定手続中に事業者が倒産状態になった場合、各手続を進めても対象消費者の被害回復が図れない。この場合、当該事業者に対する破産手続を早期に開始し、破産管財人が早期に破産財団に属する財産を管理下に置くことで、対象消費者の被害回復が図れる場合がある。

このため、破産債権に係る金銭の支払義務に関し、共通義務確認の訴えを提起できる場合、相手方事業者に破産原因があるときは、特定適格消費者団体が破産の申立てを行うことができるよう速やかに検討を開始すべきである。

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

2021年（令和3年）11月5日

21枚目／21枚中

氏名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘
職業	消費者団体
住所	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号 博多駅前1丁目ビル302号
電話番号	092-292-9301
電子メールアドレス	info@cso-fukuoka.net
意見	
【意見の対象】 「第4. 2. 検討会の検討対象外とした事項」に対する意見（報告書40～41頁）	
【意見の内容】 オプトアウト方式の導入を検討すべきである。	
【意見の理由】 本制度は少額多数の消費者被害の特性に鑑み創設された制度であるのに、現実には、少額被害について被害者のインセンティブや費用・報酬が賄えないなどの理由から、特定適格消費者団体が本制度の利用を断念することもある。この原因は、現行の本制度がいわゆるオプトイン方式のみであることに起因することが、これまでの運用状況からも明らかになっている。より効率的に集団的な被害回復を図るために、オプトアウト方式による提訴を検討すべきである。	

以上